

改正

平成30年2月9日規則第5号

芦屋町有料広告掲載規則

(目的)

第1条 この規則は、町が所有する財産等のうち、広告媒体として活用が可能なものに、有料広告を掲載又は掲示（以下「掲載」という。）することにより、自主財源を確保し、住民サービスの向上を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する広報紙などの印刷物
- (2) 芦屋町ホームページ
- (3) 芦屋タウンバス
- (4) その他広告媒体として活用できると町長が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 掲載する広告は、町の品位及びイメージを損なわないもの並びに住民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業広告
- (7) 法人又は個人の名刺広告
- (8) 人事募集広告
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第14条に規定する広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、広告媒体に掲載する広告として不相当であると判断したもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、広告掲載料、広告作成方法等は、広告掲載の対象ごとに町長が定める。

(掲載の優先順位)

第5条 掲載する広告の優先順位は、受付順とする。ただし、掲載可能枠数を超える申込みが同日にあった場合は、当該申込みについて次の各号の順とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社及びそれに類する者の広告
- (2) 事業を営む法人、個人であって、町内に事業所、事務所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、広報紙、ホームページ等により行うものとする。

2 掲載希望者が予定の数に満たない場合は、個別に広告掲載の募集をすることができるものとする。

(広告の申込み)

第7条 掲載希望者は、広告の原案を添えて、広告媒体ごとに定められた様式により、町長に申込書を提出しなければならない。

(広告主の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申込みを受け付けたときは、掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の決定に関し必要があるときは、第14条に規定する審査委員会に諮ることができる。

3 町長は、第1項の決定をしたときは、すみやかに広告媒体ごとに定められた様式により、掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、別に定める広告掲載料を町長が指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

(広告の掲載の取消し等)

第11条 町長は、次の各号に該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手段を行うことなく、広告の掲載の一時中止又は広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 町長の指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき。
- (2) 町長の指定する期日までに広告原稿が提出されなかったとき。
- (3) その他広告の掲載が不相当であると町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定に基づく広告掲載の一時中止又は取消しにより、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責を負わないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容及び掲載について関係法令を遵守し、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告の作成、掲載及び必要な手続に関する費用は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告の掲載後において、この規則に抵触する事由が発生したときには、すみやかに理由を付して町長に対して通知しなければならない。また必要に応じ、広告の撤去又は印刷物の回収若しくは修正を行うものとする。
- 4 広告主が広告の内容を継続できなくなったときは、前項の事由が発生したときと同様の責任を負うものとする。
- 5 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。
- 6 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 7 広告主は、第8条第1項の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(所管)

第13条 広告の掲載に係る事務は、広告掲載の対象ごとに各所管課等が行うものとする。

(審査委員会)

第14条 町長は、広告掲載を適正に実施するため審査委員会を置く。

- 2 審査委員会の委員は次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 委員長 財政課長
 - (2) 委員 環境住宅課長、産業観光課長及び企画政策課長
- 3 審査委員会は次の各号について審査する。
 - (1) 広告掲載の可否に関すること。
 - (2) 掲載の優先順位に関すること。
 - (3) その他広告掲載に関して必要な事項
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の中から互選された者が、その職

務を代理する。

(会議)

第15条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第16条 審査委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、芦屋町広告掲載要綱（平成18年1月20日施行）の規定によりなされた手続その他の行為については、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年2月9日規則第5号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。